

府中市奨学資金貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

府中市長 高野 律 雄

府中市規則第 6 号

府中市奨学資金貸付けに関する規則の一部を改正する規則

府中市奨学資金貸付けに関する規則（昭和 60 年 3 月府中市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>(誓約書等の提出)</p> <p>第 8 条 奨学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、保護者及び連帯保証人と連署した貸付奨学生誓約書(第 4 号様式)に<u>在学証明書その他市長が必要と認める書類</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の連帯保証人は、<u>次に掲げる要件を満たす者</u>でなければならない。</p> <p>(1) <u>奨学生の保護者以外の者であること。</u></p>	<p>(誓約書等の提出)</p> <p>第 8 条 奨学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、保護者及び連帯保証人と連署した貸付奨学生誓約書(第 4 号様式)に<u>在学証明書</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の連帯保証人は、<u>保護者以外の者で、一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいるもの</u>でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【追 加】</p>

(2) 奨学資金の貸付けを申し込んだ日の属する年度の3月末日にお
いて、原則として年齢が60歳未満であること。

【追 加】

(3) 一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいること。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条）

府中市貸付奨学生誓約書

<p>私は、府中市貸付奨学生として、その本分を尽くすことはもとより、奨学資金の償還、異動の届出その他の義務について責任を負うことを、保護者及び連帯保証人と連署をもって誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	
	<p>本人 氏名 (印) 本籍 住所</p> <hr/> <p>保護者 氏名 父 (印) 母 (印) 本籍 住所</p> <hr/> <p>連帯保証人 氏名 (印) 本籍 住所 本人との続柄 生年月日</p>
府中市長	
学校種別 <input type="checkbox"/> 国公立高校等 <input type="checkbox"/> 私立高校等 <input type="checkbox"/> 短大等 <input type="checkbox"/> 大学	開始時 <div style="text-align: right;">年制第 学年</div>
借受期間 <div style="text-align: center;">年 月から 年 月まで</div>	
借受見込額 <div style="text-align: center;">奨学金月額 円× 月 借受見込額計 円</div> <p style="font-size: small; text-align: center;">※ 連帯保証人は、当該借受期間に本人が借り受ける奨学資金について、借受見込額（本人が実際に借り受けた奨学資金の総額が借受見込額を下回るときは、当該奨学資金の総額）を極度額として、本人と連帯してその履行の責任を負います。</p>	
既借受分 <div style="text-align: center;">(年度貸付奨学生第 号) 円</div>	
氏名	年度府中市貸付奨学生第 号

添付書類：在学証明書その他市長が必要と認める書類

付 則

この規則は、令和8年3月15日から施行する。